

## 五所川原市U I J ターン起業・就業創出事業地方就職学生支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 五所川原市は、あおり創生総合戦略及び五所川原市デジタル田園都市構想総合戦略に基づき、五所川原市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、青森県と共同して行う五所川原市U I J ターン起業・就業創出事業において、東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県をいう。以下同じ。）にある大学又は大学院に在学する者が、支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において五所川原市U I J ターン起業・就業創出事業地方就職学生支援金（以下「学生支援金」という。）を交付することとする。学生支援金の交付については、あおり移住支援事業実施要領、法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

### (学生支援金の額)

第2条 学生支援金の額は、就職活動のため東京圏から当該就職活動が行われる会場等までの交通費の2分の1の額（令和8年3月13日までの利用分は上限17,000円、令和8年3月14日以降の利用分は上限18,000円）及び東京圏からの移転費（上限108,000円）とする。

### (対象者要件)

第3条 申請時において、(1)及び(2)の要件を満たす申請者を対象とする。

#### (1) 移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

##### ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 大学又は大学院の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学の東京圏内（条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）を除く。）のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学を卒業・修了していること。ただし、就職活動等に係る経費（交通費）については、在学中（卒業見込み）の場合も対象とする。
- ② 大学又は大学院の卒業・終了年度において、東京圏内（条件不利地域を除く。）に継続して在住していること。

##### イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 五所川原市に転入したこと。ただし、就職活動等に係る経費（交通費）については、青森県内に所在する企業に就職することが内定している場合も対象とする
- ② 学生支援金の申請時において、卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に就職活動等に係る経費（交通費）を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。
- ③ 五所川原市に学生支援金の申請日から1年以上、継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、卒業後に青森県内に所在する企業等に就職し、転入日（住民票を移さずに転出していた者については就業開始日）から1年以上、五所川原市に移住する意思を有していること。

##### ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- ② 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。
- ③ その他五所川原市及び青森県が学生支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

## (2) 就業に関する要件

次に掲げるア及びイに該当すること。

### ア 就業先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 勤務地が青森県内に所在する企業等に大学又は大学院を卒業・修了してから1年以内に就職していること。
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと。
- ③ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
- ④ 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。
- ⑤ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。ただし、移転費についてはこの限りでない。

### イ 就業条件に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
- ② 移住先市町村を中心とした勤務を基本とする採用であること。  
※在学中に交通費を申請する場合は、これらの条件に該当する者として採用される予定であること。

(交付の申請)

第4条 学生支援金の申請者は、学生支援金交付申請書（様式第1号、様式第1号の2又は様式第1号の3）、内定先企業による就業証明書（様式第2号）、在学証明書、交通費・移転費の領収書及び本人確認書類に加え、前条（1）及び（2）の要件に該当することを証する書類として、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 移住元での居住が確認ができる書類
- (2) 学生支援金の振込先となる金融機関の通帳の写し
- (3) その他市長が必要とする書類

2 申請者は、学生支援金の交付を受けようとする年度の1月の第3の金曜日までに、前項に規定する申請手続を行わなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 市長は、前条の規定による交付申請を受けたときは、その内容を審査し、学生支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知する。審査の結果、学生支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

(学生支援金の請求)

第6条 前条に規定する交付決定の通知を受けた者は、学生支援金交付請求書(様式第4号)により請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに学生支援金を交付するものとする。

(交付決定通知書の再交付)

第7条 交付決定の通知を受けた者が、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、学生支援金交付決定通知書再交付申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第8条 市長は前条に規定する再交付申請書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに交付決定通知書に再交付の旨を記載し、申請者に交付する。

(就業及び居住状況変更の届出)

第9条 学生支援金の交付を受けた者が、就業先又は住所等を変更したときは、遅滞なく就業・居住状況等変更届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。ただし、申請日から5年経過した場合又は第11条に規定する返還請求の対象となった場合は、この限りでない。

(報告及び立入調査)

第10条 五所川原市及び青森県は、五所川原市U I Jターン起業・就業創出事業及びあおもり移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、五所川原市U I Jターン起業・就業創出事業及びあおもり移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第11条 市長は、学生支援金の交付を受けた者が次の区分に掲げる要件に該当する場合は、学生支援金の全額を請求する。

(1) 虚偽の申請等をした場合

(2) 在学中に交通費を申請する場合は、申請から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合

(3) 在学中に交通費を申請する場合は、申請から1年以内に五所川原市に転入しなかった場合(申請時に既に五所川原市に住民票がある場合を除く。)

(4) 就業開始日から1年以内に要件を満たす就業先を辞した場合(ただし退職日から3か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く。)

(5) 転入日から1年以内に転出した場合。ただし、住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のかいずれか遅い日から1年以内で五所川原市から転出した場合

(返還免除)

第12条 学生支援金の交付を受けた者は、前条に規定する返還要件に該当するに至った原因が、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであるときは、学生支援金返還免除申請書(様式第7号)及び返還免除理由を証する書類により市長に返還の免除を申請できるものとする。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときには、返還免除の可否について学生支援金返還免除協議書(様式第8号)により青森県へ協議するものとする。

3 市長は、前項の協議に対する同意の可否を受けたときには、返還免除の可否に係る決定内容を学生支援金返還免除承認通知書(様式第9号)又は学生支援金返還免除不承認通知書(様式第10号)により当該申請者に通知するものとする。

(返還請求に係る情報共有)

第13条 市は、返還請求を行う事案が生じた場合は、速やかに青森県と情報共有する。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、学生支援金の交付に必要な事項は、市と青森県が協議して定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年11月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。